

# 一般財団法人坂文種報徳会奨学金貸与規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人坂文種報徳会（以下「本会」という。）が支給する奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (育英生の資格)

第2条 この規程により奨学金の貸与を受ける者を育英生という。

2. 本会の育英生となる者は、日本国籍を有し、愛知県内の高等学校、高等専門学校、大学、大学院に進学又は在籍する者及び愛知県内に現住所があり、愛知県外の大学、大学院に進学する者を対象とする。
3. 人物・学業ともに優れ、経済的な理由により学費の支弁が困難であると認められる者。

### (奨学金の貸与期間および貸与額)

第3条 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修業年限とする。

2. 貸与額は、毎事業年度に定める事業計画書及び収支予算書に定める額とする。

## 第2章 育英生の採用および奨学金の貸与

### (募集要項)

第4条 本会の web サイトにおいて毎年公開し、応募等申請書類については、同サイトより、ダウンロードして使用する。

### (提出書類)

第5条 奨学金の貸与を希望する者は、次の各号に掲げる書類を、高校又は大学経由で本会指定の送信先メールアドレスに提出する。

- (1) 奨学金貸与願書（写真付き）
- (2) 在學校長または大学学長の育英生推薦書
- (3) 在学証明書
- (4) 直近の成績証明書
- (5) 保護者（父母）の直近年度所得証明書
- (6) 住民票謄本
- (7) 個人情報取り扱いに関する同意書

(育英生の採用)

第6条 育英生の採用は、本会選考委員会において第5条記載の書類選考を行い、面接を経て決定する。

2. 育英生を決定したときは、速やかにその旨を、在籍する高校又は大学経由で本人に通知するものとする。

(誓約書)

第7条 育英生として採用された者は、採用の通知を受けた日から14日以内に誓約書を本会宛てに提出するものとする。

(奨学金貸与の支給)

第8条 奨学金の貸与は、5月・7月・10月・1月の各末日までに育英生本人の名義の銀行口座に3ヵ月分を振込む方法により行うものとする。

2. 育英生の決定を受けた初年度については、決定を受けた年の7月に4～6月分の3ヵ月分も併せて奨学金を貸与する。

(奨学金貸与の停止)

第9条 育英生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の貸与を停止することができる。

(奨学貸与金の復活)

第10条 前条の規定により、奨学金の貸与を休止された者がその事由が消滅して願い出たときは、奨学金の貸与を復活することができる。

(奨学金貸与の打ち切り)

第11条 育英生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金の貸与を打ち切ることができる。

- (1) 奨学金の貸与を辞退したとき
- (2) 休学または長期にわたって欠席したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 学業成績が不良になり卒業の見込がなくなったとき
- (5) 退学したとき
- (6) 「育英生の義務」に従わなかったとき
- (7) 育英生として適当でない事実があったとき

2. 死亡した時並びに怪我等、疾病のために卒業の見込がなくなったときは、奨学金の貸与を直ちに打ち切るものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第12条 育英生が次の各号一に該当する場合は、在学中に貸付を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を直ちに本会に提出しなければならない。

- (1) 卒業もしくは修了し、又は奨学金貸与期間が満了したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき
- (4) 奨学金の貸与を辞退したとき

(奨学金の利息)

第13条 奨学金には利息を付さない。ただし、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌月から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年3%を上限に利息を徴収することがある。

### 第3章 育英生の義務

(各種書類の提出)

第14条 育英生は、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 毎年4月末日までに「成績証明書」及び「在学証明書」、「生活状況報告書」を提出する。
- (2) 卒業時に「卒業証明書」または「卒業証書の写し」を提出する。

(異動届出)

第15条 育英生は、次の各号のいずれかに該当するときに至った場合には、直ちに本会に届出なければならない。

- (1) 転学または退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 休学または長期にわたって欠席するとき。
- (4) 復学したとき。
- (5) 留学するとき。
- (6) 本人の住所、氏名、振込口座情報等、奨学金貸与の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき。

(奨学金の辞退)

第16条 育英生は、いつでも本会に奨学金の辞退を申出ることができる。

## 第4章 奨学金の返還等

### (奨学金の返還)

第17条 育英生は、前条各号のいずれかに該当するに至った場合には、貸与の終了した月の翌月から起算して、1ヶ年経過したときから5年以内に貸与を受けた奨学金を割賦で返還しなければならない。ただし、いつでも繰上げ返還することができる。

2. 前項にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号一に該当する場合には、貸与した奨学金の全部または一部を繰上げ返還させることができる。

(1) 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき

(2) 虚偽の申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき

(3) 返還を怠ったとき

3. 第1項により返還時期の到来した者は、速やかに返還計画書を提出し、返還の期間、時期、毎回の返還金額等を申し出なければならない。この返還計画書の提出がないときは、本会の指示する返還方法に従わなければならない。

### (奨学金の返還猶予)

第18条 育英生であった者が、次の各号の一に該当して期間内の完済ができない場合は、その事由を明記した奨学金返還猶予願いに、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添えて提出することにより、奨学金の返還を猶予することがある。

(1) 災害により損害を被ったため返還が困難となったとき

(2) 傷病により返還が困難になったとき

(3) 特別の事情により返還が困難になったとき

2. 育英生が本会又は学校法人藤田学園に勤務することとなったときは、その在職中は奨学金の返還を猶予する。

### (返還の免除)

第19条 前条第2項の場合において、2年以上引続き勤務したときは、奨学金の返還を免除することができる。

2. 育英生または育英生であった者が死亡又は精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となったとき、他の特別の事情のあるときは、その全部又は一部の返還を免除することがある。

3. 第1項、第2項の規定により奨学金の返還免除を受けようとする

きは、本人、遺族又は連帯保証人は、次の書類を添えて、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

(1) 死亡によるときは戸籍抄本

(2) 障害によるときは、医師の診断書

(3) 他の特別の事情のあるときは、返済不能の事実を証する書類

4. 奨学金の返還を免除したときは、奨学金返還免除通知を交付する。

## 第5章 育英生の指導

(育英生の指導)

第20条 本会は、育英生の学業成績および生活環境の向上を図る為必要に応じ指導を行うことがある。

## 第6章 補 則

(規程の変更)

第21条 この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。